

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名  
株式会社 トラストエンジニア  
76001087 代表者 比嘉 陸  
(磁気調査)
- 2 指名停止期間  
令和4年3月15日～令和4年4月14日 (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲  
沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)
- 4 事実概要  
株式会社トラストエンジニアは、企業局建設課発注の「石川～上間送水管磁気探査業務委託 (比屋根～熱田工区) その3-2」において、磁気探査ボーリング作業中に導水管を破損し漏水。これに伴い、補修作業時の工業用水受水者への断水が発生した。
- 5 指名停止措置理由  
本件については、「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第5号の措置要件に該当する。

「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置要領」  
別表第1 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害 (軽微なものを除く。) を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内